山形県消費生活センターニュース

平成２６年１２月号

暖房器具の事故にご注意ください！

寒さが厳しいこれからの季節に、暖房器具はなくてはならないものです。

暖房器具は熱を作り出すために火や電気ヒーターを使っていますので、発火や火災、やけどなどの危険性があります。さまざまな製品が開発され、技術も向上していますが、毎年多くの事故情報が寄せられています。

◆確認・注意のポイント◆

- 灯油を使う暖房器具は、異常燃焼や故障の原因になるので、長期間保管した灯油の変質などに注意し、変質してしまった灯油などは使わないようにしましょう。
- 長く使用を続けている暖房器具は、経年劣化で発煙・発火などの事故が起きやすくなります。時々、点検を行い、性能が維持できなくなったものは使用をやめましょう。
- 燃焼機器を使用する場合は、不完全燃焼による一酸化炭素中毒にも注意が必要です。一酸化炭素は、正常に燃焼していても発生し、身体に悪影響を及ぼす危険性が高いので、１時間に１～２回、１～２分程度の換気を行いましょう。

◆湯たんぽの使い方にも注意◆

お湯を入れるだけの湯たんぽも人気です。電子レンジで温めるタイプやＩＨヒーターで直接加熱できるものも販売されていますが、誤った扱い方による事故も起きています。

- 湯たんぽに直接足を触れないようにしましょう。
- 寝ている間に足が触れてしまうこともあるため、できれば事前に布団を温め、就寝時は布団から出した方がよいでしょう。
- 電子レンジで加熱するタイプは本体表示や取扱説明書の過熱時間、出力を厳守しましょう。

※事故を防ぐために、暖房器具の特徴と危険性を知っておく事が大切です。
使用する前には、点検・手入れをして正しく使用し、快適な冬を過ごしましょう。

１２・１月の消費生活相談日

業者との契約トラブル、借金などの相談に、弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約制ですので、各地域の消費生活センターにお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
最上消費生活センター	１２月　９日（火） １月１３日（火）	13:30～15:30	0233-29-1370
県消費生活センター（県庁 2F）	１２月１０日（水） １月１４日（水）	14:30～16:30	023-624-0999
庄内消費生活センター		13:30～15:30	0235-66-5451
置賜消費生活センター	１２月１１日（木） １月１５日（木）	13:30～15:30	0238-24-0999

「見守り」と「気づき」で認知症など高齢者の被害を防ぎましょう

下記のチェックポイントを参考に、認知症など高齢者の居宅や言動などに、日ごろから注意を払いましょう。困ったときは、消費生活センターなどに相談しましょう。

◆高齢者本人の言動や態度など◆

- □不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
- □生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。
- □預金通帳などに不審な出金の記録はないか。

◆住まいの様子◆

- □不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知はないか。
- □不審な健康食品やカニなどがないか。
- □新品の布団など、同じような商品が大量にないか。
- □屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか。
- □通信販売のカタログや、ダイレクトメールなどが大量にないか。
- □複数社から配達された新聞や景品類などがないか。
- □不審な業者が出入りしている形跡はないか。

◆◆◆家族や周囲の方も相談することができます。◆◆◆

新聞の訪問販売トラブルに気をつけて！

新聞の勧誘員から強引に購読を勧められたという相談が後を絶ちません。中でも、高齢の消費者に対する長期契約の相談が目立っています。

長期の契約では、解約を申し出たとき、景品の代金や違約金を請求されるケースがあります。

訪問販売でクーリング・オフができる期間は、契約書を受け取ってから８日間です。それを過ぎると「○年○月～○年○月」などと期間が決まっている購読契約は途中でやめることが難しいので、注意が必要です。

契約をする前に購読できるか慎重に考え、先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。

ドアを開ける前に業者名と用件を聞き、必要なければきっぱりと断りましょう。

県消費生活センターキャラクター
ケロちゃん

山形県消費生活センター

〒990-8570　山形市松波２－８－１（山形県庁２階）
相談受付　月曜～金曜　午前９時～午後５時
電話番号　０２３－６２４－０９９９
ホームページは「山形県消費生活センター」で 検索